

副 本

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原 告 大川原化工機株式会社 外5名

被 告 東 京 都 外1名

## 証拠申出書

令和5年4月28日

東京地方裁判所民事第34部合議甲B係 御中

被告東京都指定代理人 大 塚 啓 

同 河 方 伸 

同 寺 本 孝 

同 布 川 尚 

次の者らを尋問されたく申出致します。

なお、略語の表記は、被告東京都の従前の例によります。

## 1 人証の表示

- (1) 〒 [redacted]  
[redacted]  
証人 [redacted] (呼出し・尋問予定時間 40分)
- (2) 〒 [redacted]  
[redacted]  
証人 [redacted] (呼出し・尋問予定時間 40分)
- (3) 〒 [redacted]  
[redacted]  
証人 [redacted] (呼出し・尋問予定時間 10分)
- (4) 〒 [redacted]  
[redacted]  
証人 [redacted] (呼出し・尋問予定時間 10分)
- (5) 〒 [redacted]  
[redacted]  
証人 [redacted] (呼出し・尋問予定時間 20分)
- (6) 〒 [redacted]  
[redacted]  
証人 [redacted] (呼出し・尋問予定時間 20分)

## 2 立証の趣旨

- (1) 証人 [redacted] ([redacted] 警部) について

証人は、外事一課員として、本件各被疑事件の捜査全般を指揮した警察官である。

同人の証言により、捜査経緯全般を明らかにし、本件要件ハに係る争点①ないし⑤に関する外事一課員の当時の判断が不合理でないことを立証する。

(2) 証人 [ ] ( [ ] 警部補) について

証人は、外事一課員として、噴霧乾燥器メーカー及びユーザー並びに有識者からの聴取、原告会社社員の取調べ、原告島田に係る本件任意取調べ及び本件弁解録取を行った警察官である。

同人の証言により、噴霧乾燥器メーカー及びユーザー並びに有識者からの聴取内容、原告会社社員の取調べ内容を明らかにして、本件要件ハに係る争点①及び②並びに④及び⑤に関する外事一課員の当時の判断が不合理でないことを立証するとともに、本件任意取調べ及び本件弁解録取の状況等を明らかにし、証人の行為に国賠法上の違法がないことを立証する。

(3) 証人 [ ] について

証人は、本件各噴霧乾燥器の温度測定実験を行った警察官である。

同人の証言により、本件各噴霧乾燥器の温度測定実験の状況を明らかにし、本件要件ハに係る争点④に関する外事一課員の当時の判断が不合理でないことを立証する。

(4) 証人 [ ] ( [ ] 警部補) について

証人は、本件噴霧乾燥器1の温度測定実験を行った警察官である。

同人の証言により、本件噴霧乾燥器1の温度測定実験の状況を明らかにし、本件要件ハに係る争点④に関する外事一課員の当時の判断が不合理でないことを立証する。

(5) 証人 [ ] について

証人は、本件各噴霧乾燥器の温度測定実験を行った警察官である。

同人の証言により、本件各噴霧乾燥器の温度測定実験の状況を明らかにし、本件要件ハに係る争点④に関する外事一課員の当時の判断が不合理でないことを立証する。

(6) 証人 [ ] について

証人は、安保管理課の職員として、外事一課員からの本件噴霧乾燥器 1 に関する規制要件の該非の判断に係る相談を受けて対応した者である。

同人の証言により、上記相談に対する同人の対応状況等を明らかにし、本件要件ハに係る争点①ないし③に関する外事一課員の当時の判断が不合理でないことを立証する。

### 3 尋問事項

別紙のとおり

別紙

尋 問 事 項

証 人



- 1 証人が、大川原化工機株式会社、大川原正明氏、相嶋静夫氏及び島田順司氏を被疑者とする外国為替及び外国貿易法違反被疑事件の捜査に従事した際の役割について
- 2 上記事件の捜査経緯について
- 3 その他、上記に関する一切の事項

以 上

別紙

尋 問 事 項

証 人



- 1 証人が、大川原化工機株式会社、大川原正明氏、相嶋静夫氏及び島田順司氏を被疑者とする外国為替及び外国貿易法違反被疑事件の捜査に従事した際に、噴霧乾燥器メーカー及びユーザー並びに大学教授等の有識者から聴取した内容、大川原化工機株式会社社員の取調べ内容について
- 2 証人が、上記事件の捜査に従事した際に、島田順司氏を任意で取り調べた状況及び令和2年3月11日に同人を逮捕した直後の弁解録取の状況について
- 3 その他、上記に関する一切の事項

以 上

別紙

尋 問 事 項

証 人



- 1 証人が、大川原化工機株式会社、大川原正明氏、相嶋静夫氏及び島田順司氏を被疑者とする外国為替及び外国貿易法違反被疑事件の捜査に従事した際に行った、噴霧乾燥器R L - 5 及び噴霧乾燥器L - 8 i の温度測定実験の状況について
- 2 その他、上記に関する一切の事項

以 上

別紙

尋 問 事 項

証 人



- 1 証人が、大川原化工機株式会社、大川原正明氏、相嶋静夫氏及び島田順司氏を被疑者とする外国為替及び外国貿易法違反被疑事件の捜査に従事した際に行った、噴霧乾燥器R L - 5の温度測定実験の状況について
- 2 その他、上記に関する一切の事項

以 上



別紙

尋 問 事 項

証 人



- 1 証人が、大川原化工機株式会社、大川原正明氏、相嶋静夫氏及び島田順司氏を被疑者とする外国為替及び外国貿易法違反被疑事件の捜査に従事した際に行った、噴霧乾燥器R L - 5 及び噴霧乾燥器L - 8 i の温度測定実験の状況について
- 2 その他、上記に関する一切の事項

以 上

別紙

尋 問 事 項

証 人



- 1 平成29年10月頃から平成30年2月頃までの間の証人の職務内容について
- 2 証人が、上記期間に警視庁公安部外事第一課の警察官から、大川原化工機株式会社製の噴霧乾燥器に関する規制要件の該非の判断に係る相談を受けて対応した状況について
- 3 その他、上記に関する一切の事項

以 上